

平成 28 年 12 月 26 日

日本銀行調査統計局経済統計課長 殿

統計調査等業務最適化推進協議会議長

政府統計共同利用システムにおける承認機関の追加について

政府統計共同利用システム基本規程（平成 20 年 3 月 31 日統計調査等業務最適化推進協議会決定。平成 25 年 2 月 7 日改定）第 2 条の五に基づく政府統計共同利用システムの承認機関についての申請については、これを承認し、同規程第 6 条に基づく政府統計共同利用システムのサービス利用申請については、これを承認する。

また、利用料金については、承認機関に係る利用契約及び利用料金について（平成 21 年 3 月 31 日政府統計共同利用システム運用管理機関決定）に基づき、年度ごとに統計調査等業務最適化推進協議会が決定する構成府省の利用料金の算定方式を準用して算出した額とされている。貴行において、平成 29 年度に利用する統計調査は全国企業短期経済観測調査のみであることから、利用料金の算出指標である利用職員指標については、当該調査の実施部署の統計関係職員数を用いることとし、利用事業指標については、当該調査の年単位に換算した客体数を用いることとする。

なお、平成 30 年度以降の利用料金については、該当年度ごとに貴行が利用する調査の利用職員指標及び利用事業指標に基づいた費用を負担するものとする。

1. 組織名：日本銀行
2. 組織所在地：東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
3. 利用開始年月日：平成 29 年 4 月 1 日
4. 平成 29 年度利用料金：料金区分「I」、利用料金 8,682 千円（年額）
〔 利用職員指標：区分「A」（17 名）
 利用事業指標：区分「A」（48,000 客体） 〕